

地方分権改革推進会議の意見に対する会長談話及び国庫補助
負担金の廃止・縮減に関する緊急要望について（地方六団体）

本会をはじめ地方六団体は、平成14年10月30日、地方分権改革推進会議が「事務・事業の在り方に関する意見」を政府に提出したのを受け、会長談話を発表しました。

また、11月6日には、地方六団体連名で、「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望」をとりまとめ、本会会長の土屋義彦埼玉県知事を始めとする六団体の代表が、福田内閣官房長官、古川内閣官房副長官、上野内閣官房副長官及び片山総務大臣等に対し要請活動を行い、11月7日には増田寛也岩手県知事が根本内閣府副大臣に、11月20日には、浅野史郎宮城県知事を始めとする六団体の代表が文部科学事務次官に、中沖豊富山県知事を始めとする六団体の代表が経済財政諮問会議民間議員に対し、要請活動を行いました。

なお、六団体会長談話及び緊急要望については、別添のとおりです。



地方分権改革推進会議の意見について（会長談話）

地方分権改革推進会議におかれては、6月の中間報告後、三位一体の改革につながる国と地方の事務事業の在り方等に関する原案を作成し提出してほしいとの総理指示も踏まえ、精力的に調査審議を行ってこられたことに対し敬意を表する。

今回の意見においては、地方分権改革の更なる推進という見地から、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、公共事業関係をはじめ内政の主要5分野についての見直し方針と具体的措置の提言が示されているものの、国庫補助負担金の廃止縮減に関して、地方6団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられていないことは、誠に残念である。

特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、国家公務員の制度に準拠することとされ、歳出削減不可能な重要な義務的経費に係るものである。また、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、どのように地方の自主性が向上するのか明示されず、税源移譲による財源措置も明確に示されず、到底受け容れることはできない。

政府において、この意見を受け福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減の方針のとりまとめを行うに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえ、真に地方分権の進展につながる地方行財政制度の改革が行われるよう、強く期待するとともに、平成15年度の国の予算編成に当たっても、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、税源移譲等による税財源措置を同時に行うべきである。

今後、国と地方の役割分担に応じた税財源配分の在り方の検討に当たっては、自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権改革を実現可能なものにするための裏付けとして地方財政基盤の確立が不可欠であることから、地方公共団体の意見を十分に反映して、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保について積極的に取り組まれるよう強く期待する。

我々としても、これまでの地方分権の諸制度改革の成果を十分活かすとともに、住民の負託に応えられるよう行財政改革に積極的に取り組むなど行政体制の整備・確立を図り、個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、今後とも最大限努力していく所存である。

平成14年10月30日

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全国市議会議長会
全 国 町 村 会
全国町村議会議長会

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望

地方分権改革推進会議は、国と地方の事務事業の在り方、国庫補助負担金の廃止・縮減に関する論点を整理され、「事務・事業の在り方に関する意見」を報告されたことに敬意を表する。

今回の意見では、多くの分野で国庫補助負担金の廃止・縮減について提言されているが、小泉総理大臣の指示する三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分の在り方についての視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、約5000億円という巨額にのぼる共済費長期給付負担金と退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の負担対象経費から外すという提言については、歳出削減が不可能な重要な義務的経費に係るものであり、また、地方財政に与える影響も甚大なものであることから、到底受け容れることはできない。

このことは、都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直しの提言についても、同様である。

また、文部科学大臣が、平成16年度から義務教育費国庫負担金の定額化を実施すべく、直ちに検討に着手するとしたことは、更に地方を混乱に陥れるものである。

平成15年度の国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁である。

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減には反対である。

平成14年11月6日

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会